



栃木県公報

平成20年
12月2日(火)
第2027号

目次 告示

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	945
介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定辞退.....	946
土地改良区の新規土地改良事業施行に対する適当決定及び公告縦覧.....	946
土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧.....	946
県営土地改良事業計画変更の決定.....	947

告 示

栃木県告示第六百九十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県佐野土木事務所において縦覧に供する。

平成二十年十二月二日

栃木県知事 福田 富一

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 宮ノ内A
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	大字名	字名	地番	標柱番号
佐野市	多田町	宮ノ内	一五〇六番一	一号
同	同	同	三八一五番地先	二号
同	同	同	一五〇八番一	三号
同	同	同	一五〇四番三	四号
同	同	同	一五〇四番一	五号
同	同	大地	一五二五番	六号
同	同	同	一五二三番一	七号
同	同	宮ノ内	一五〇九番一	八号
同	同	同	一五〇八番五	九号
同	同	同	一五〇八番五地先	十号

(念切長廻照照)

栃木県告示第697号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により指定介護療養型医療施設から指定辞退の届出があったので、同法第115条の規定により次のとおり公示する。

平成20年12月2日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	指定介護療養型医療施設		指定の申請者		指定辞退 の年月日	サービ スの種 類
	名 称	所 在 地	名称及び主たる 事務所の所在地	代表者の氏名 及び住所		
11110153	上田医院	矢板市末広町 32番地2	医療法人社団上 田医院 矢板市末広町 32番地2	上田 明彦 矢板市末広町 32番地2	平成20年 12月31日	介護療養型医 療施設

(高齢対策課)

栃木県告示第698号

次の土地改良区から申請のあった新規土地改良事業の施行に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書及び定款の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成20年12月2日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業 振興事務所
益子町北部土地改 良区	益子町北部地区土地 改良（維持管理）事 業	平成20年12月3日から 平成21年1月7日まで	平成21年1月22日	芳賀農業 振興事務所

栃木県告示第699号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成20年12月2日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業 振興事務所
--------	-----	------	--------	---------------

益子町土地改良区	益子町地区土地改良 (維持管理)事業	平成20年12月3日から 平成21年1月7日まで	平成21年1月22日	芳賀農業 振興事務所
益子町大沢土地改良区	益子町大沢地区土地 改良(維持管理)事業	平成20年12月3日から 平成21年1月7日まで	平成21年1月22日	芳賀農業 振興事務所
益子町大羽土地改良区	益子町大羽地区土地 改良(維持管理)事業	平成20年12月3日から 平成21年1月7日まで	平成21年1月22日	芳賀農業 振興事務所

栃木県告示第700号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成20年12月2日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	異議申立期限	所轄農業 振興事務所
県営江川・五千石地区土地改良(区画整理)事業	平成20年12月3日から 平成21年1月7日まで	平成21年1月22日	下都賀農業 振興事務所

(農地整備課)